

仕 様 書

1 件 名 電話交換設備更新

2 総則

本仕様書は、四万十市においての構内交換設備更新について適用する。

3 業務概要

(1) 業務施工場所 高知県四万十市中村大橋通4丁目10 四万十市役所内

(2) 機器更新期限 令和8年3月31日

(3) 業務の内容 電話交換設備交換

(4) 業務の範囲

①構内交換設備

機 器 名 称	数 量	備 考
交換機本体	1 式	デジタル式構内交換機
電話機	1 式	多機能電話機、アナログ電話機（一般電話機）
総合試験調整	1 式	音声内線疎通確認

4 機器の仕様

(1) 交換機構造 ビルディングブロック方式

(2) 制御方式 蓄積プログラム制御方式

(3) 応答方式 ダイレクトライン（アナログ/BRI）、ダイレクトライン、
フローティングライン、ダイヤルイン、
付加番号ダイヤルイン、発番号ダイヤルイン

(4) 通話路方式 時分割方式

(5) 選択信号種別 DP(10/20pps)、PB、Dch、SIP

(6) 使用電源 AC100±10V(60Hz)

(7) 環境条件 温度 5～35℃

湿度 45～80%RH

(8) 寸法の範囲 高さ 1300mm以内

幅 1500mm以内

奥行 1500mm以内

- (9) 停電補償 蓄電池によるバックアップにて対応（1.5時間程度）。
高さ 600mm以内
幅 1200mm以内
奥行 1200mm以内
- (10) UPS 運転方式 インバータ方式
ひかり電話用 冷却方式 強制空冷（ファンあり）
定格入力電圧 AC100V
定格出力電圧 AC100V
出力容量 500VA/450W程度
バッテリー種類 リチウムイオン蓄電池（期待寿命10年）
- (11) 主な機能 通話録音オンプレミス型又はクラウド型(1,000H以上)、夜間切替、
拠点間内線通話、可変短縮ダイヤル、固定短縮ダイヤル、市外発信
規制、コールピックアップ、コールウェイティング、不在転送、不
応答転送、話中転送、通話割込、ナンバーディスプレイ、内線番号
表示、発信者番号通知、漢字表示機能、収用可能
※住民側から電話した際「この電話は録音されています」等のガイ
ダンスを流す。
- (12) 番号計画 内線番号：2ケタ(**)～4ケタ(****)
局線発信：0発

(13) 収容回線、内線電話機数等

項目	種別	実装	容量	備考
収容回線 ひかり 電話	ISDN1500等	1回線	1回線	ひかり1回線を ISDN1500-GW利用 なお、ひかり直収も可 能とする
専用線	長距離電話	12回線	12回線	
デジタル内線 (多機能電話機)		69台 既設流用可	72台	
アナログ内線 (一般電話機)		250台 既設流用可	264台	

(14) 電話機本体

①漢字表示付きデジタル多機能電話機 69台

- ・可変機能ボタン 8個以上
- ・全角10文字（半角20文字）×4行
- ・ワンタッチボタン 12個以上
- ・漢字ひらがな対応
- ・その他（壁掛けが可能なこと）

②アナログ一般電話機 264台

- ・内線転送機能
- ・オンフックダイヤル
- ・リダイヤル
- ・親子電話機能
- ・その他（壁掛けが可能なこと）

5 一般事項

- (1) 総 則 交換機及びその他の機器据付、配線等の接続については、構内交換機設備に関する技術基準及び関係法令規格等を完全に満足するものとし、通信業務に支障が生じないように施行すること。
- (2) 個人情報 導入作業期間中に於いて偶発的に知り得た情報については、秘匿し洩らさないこと。誤って損害を与えた場合は個人情報保護法に従って適正に対処すること。
- (3) 耐震施行 交換機、その他通信機器据付に関しては、耐震対策を十分考慮の上、実施すること。
- (4) 取扱説明 本導入で設置する機器及び音声ネットワークシステムの運用、操作、簡易故障時の対応等について、習熟のための取扱説明を実施し、既存のマニュアルを用意するか、又は必要に応じ操作マニュアル等を作成すること。
- (5) 保証期間 1年間の保証期間（瑕疵担保期間）を設けること。
- (6) メンテナンス等 故障等発生時に迅速に対応すること。また県内に保守拠点があること。
- (7) そ の 他
 - ① 交換機及び諸装置は、技術基準適合認定機であること。
 - ② 請負者は、必要な申請書類の作成及び申請等の手続きを代行すること。
 - ③ 導入施工者は、通信業務に齟齬のないよう施工すること。
 - ④ 以上は、本件の概要を示すものであるが、詳細については、係員の指示に従い完全に施工するものとする。

6 特記事項

- (1) 故障時 ネットワーク故障、電話端末故障等により異常が発生した場合速やかに受付対応可能な事。
- (2) 提 案 固定電話回線・専用線は近い将来廃止となる為変わりとなる回線に対応できない可能性があるため、対応できないときは、後継サービス等の提案を行うこと。
- (3) 上記以外についてもシステム管理者、四万十市担当者と協議の上、通信業務に支障をきたさないこと。